

第7期君津市障害福祉計画
第3期君津市障害児福祉計画

令和6年3月
君 津 市

はじめに

君津市では、令和3年3月に「第3次君津市障害者基本計画・第6期君津市障害福祉計画・第2期君津市障害児福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で生涯にわたって安心して生活できる地域共生社会の実現に向けて、市民の皆様と協働して障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進に努めてまいりました。



前計画の実施期間の満了に伴い、このたび、国の指針や障がいのある人を取り巻く現状、君津市の福祉の目指す方向性等を踏まえて「第7期君津市障害福祉計画・第3期君津市障害児福祉計画」を策定しました。

本計画では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」に基づき、「君津市障害者基本計画」を内包する「君津市地域共生社会推進プラン」との整合性を図りながら、令和8年度までの障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス見込量などについて定めています。

本計画に基づき、障害福祉サービス提供体制の充実や相談支援体制の強化、障がいのある人への就労支援や地域生活への移行支援、障害児のライフステージに沿った切れ目のないサービスの提供など、障がいのある人が自立して生活でき、自分らしさを発揮して活躍できる社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様並びに関係機関・団体の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました君津市障害者地域自立支援協議会をはじめ、アンケート調査やヒアリング、パブリックコメントにご協力いただいた市民、関係機関・団体、障害福祉サービス提供事業所など多くの皆様に心から御礼申し上げます。

令和6年3月

君津市長 石井 宏子

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 障害者基本計画と障害福祉計画、 障害児福祉計画の関係	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
第2章 数値目標とサービスの見込み量	5
1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における目標の進捗状況	5
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	5
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	5
（3）地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	5
（4）福祉施設から一般就労への移行	6
（5）障害児通所支援等の地域支援体制の整備	7
（6）相談支援体制の充実強化等	7
（7）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	8
2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画 における数値目標設定について 【成果目標等】	9
（1）施設入所者の地域生活への移行	9
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
（3）地域生活支援の充実	10
（4）福祉施設から一般就労への移行等	11
（5）障害児支援の提供体制の整備等	12
（6）相談支援体制の充実・強化等	13
（7）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	14
3 障害福祉サービスの見込み量	15
（1）訪問系サービス	15
（2）日中活動系サービス	16
（3）居住系サービス	18
（4）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	19
（5）障害児通所等支援	20
4 地域生活支援事業の見込み量	21

第3章 計画の推進と進行管理	24
1 計画の推進・評価体制	24
資料編	25
1 アンケート調査結果からみた現状	26
(1) 調査の概要	26
(2) 調査の結果（抜粋）	27
(2)－1 障害者手帳所持者	27
(2)－2 18歳以上の市民	41
(2)－3 サービス提供事業者及び障害者団体等	43



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

国は、平成23年に、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた法整備の一環として、「障害者基本法」を改正し、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を基本理念とし、障がいのある人について、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体と規定しました。

また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されました。

さらに、令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されるなど、障がいのある方を取り巻く、法や環境整備が推進されてきたところです。

その後も、障がいのある方に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項が定められました。

本市でも、令和3年に「第6期君津市障害福祉計画・第2期君津市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、各種の施策に取り組んできました。

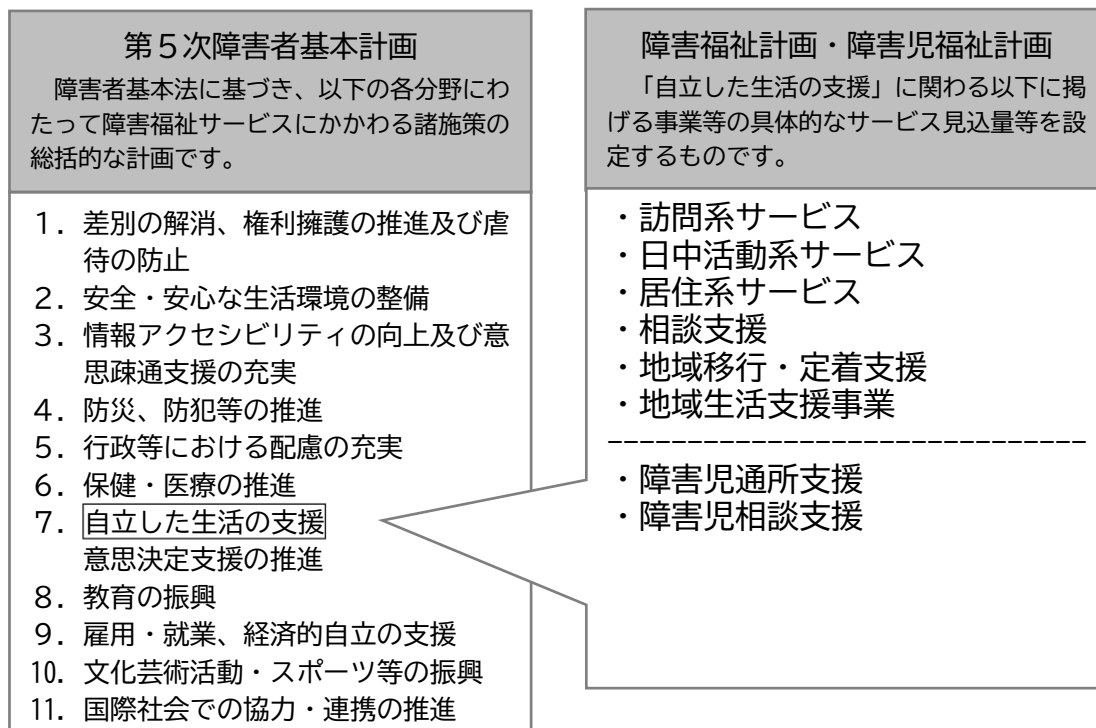
この計画の期間が令和5年度をもって終了することから、国の指針や君津市の福祉の目指す方向性を踏まえて、次期計画である「第7期君津市障害福祉計画・第3期君津市障害児福祉計画」を策定し、本市における障害福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 障害者基本計画と障害福祉計画、 障害児福祉計画の関係

障害者基本法による「障害者基本計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者福祉施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次) 障害者基本計画 (令和5年度 ～令和9年度)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	第八次千葉県障害者計画		
君津市	第4次君津市障害者基本計画	第7期君津市障害福祉計画・第3期君津市障害児福祉計画	

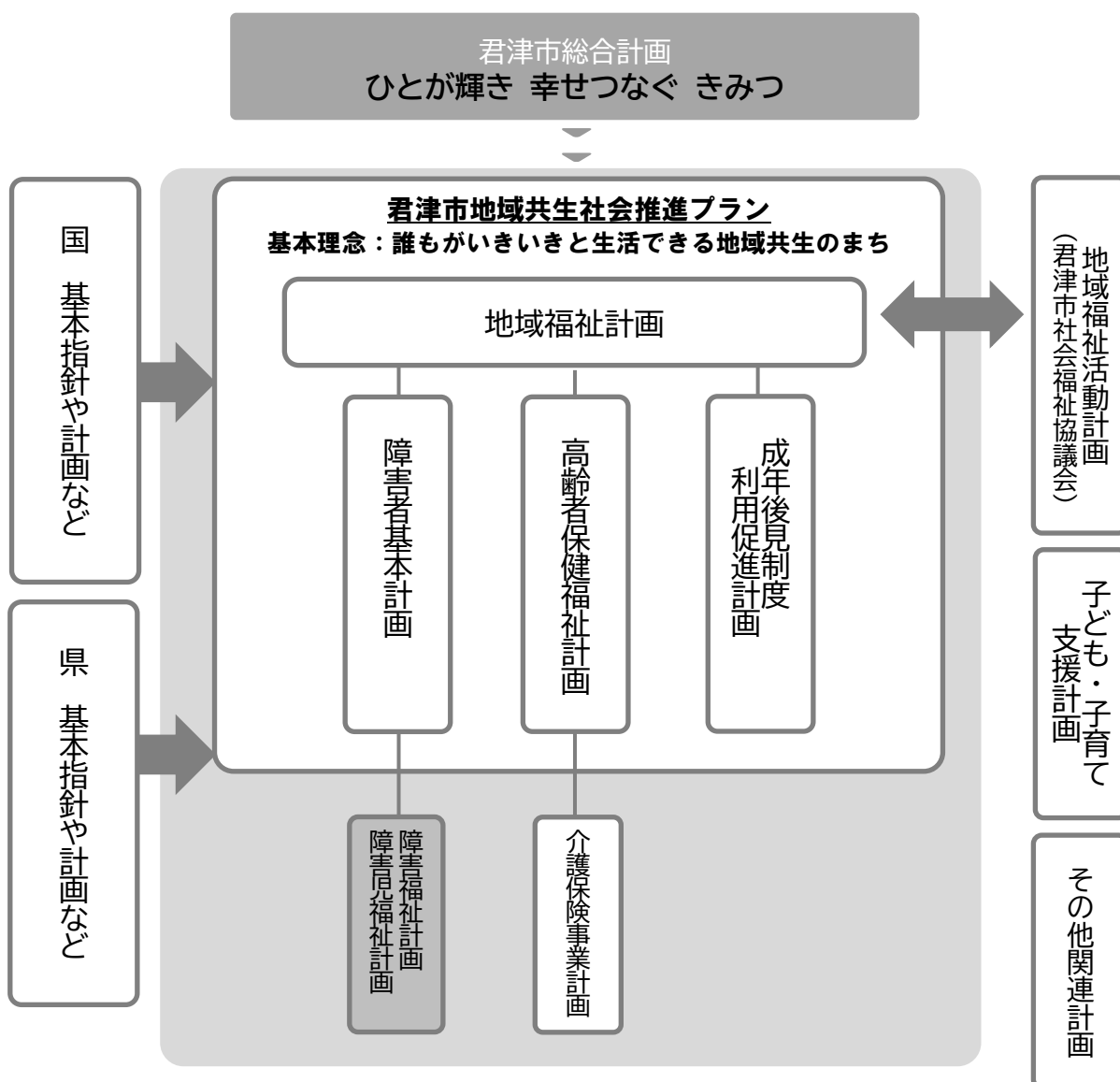
【「障害者基本計画」と「障害福祉計画・障害児福祉計画」の関係と施策体系】



3 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を示す計画として策定するもので、「君津市地域共生社会推進プラン」の障害福祉分野を具現化する実施計画として位置づけられます。

また、第6期君津市障害福祉計画・第2期君津市障害児福祉計画に引き続き、第7期君津市障害福祉計画・第3期君津市障害児福祉計画を一体として策定します。



4 計画の期間

「第7期君津市障害福祉計画・第3期君津市障害児福祉計画」は、前計画（令和3年3月策定）の検証・評価を踏まえて必要な見直しを行い、サービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標値や令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込み量を設定します。

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成30年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			第3次君津市障害者基本計画			第4次君津市障害者基本計画					
	障害福祉計画 (第5期)		障害福祉計画 (第6期)		障害福祉計画 (第7期)		障害福祉計画 (第8期)				
	障害児福祉計画 (第1期)		障害児福祉計画 (第2期)		障害児福祉計画 (第3期)		障害児福祉計画 (第4期)				



第2章 数値目標とサービスの見込み量

1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における目標の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
地域生活移行者数	6人 (6.4%)	6人	福祉施設から地域生活へ移行する人の数
入所者削減見込	2人 (2.1%)	2人	地域生活移行者数から、新たに福祉施設に入所した人を差し引いた数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回	年3回	精神障がいのある人が地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう年1回以上の協議の場を開催

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
地域生活支援拠点等を確保	1つ以上	1つ	令和5年度末までに地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため年1回以上、運用状況を検証・検討
地域生活支援拠点等の運用状況を検証検討	年1回以上	0	

(4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
年間一般就労者数	8人	15人	令和5年度中に一般就労すると見込まれる人の数
「就労移行支援」にて一般就労した人の数	34人	18人	令和5年度中に「就労移行支援」にて一般就労すると見込まれる人の数
年間「就労継続支援」の利用者数	A型41人 B型202人	A型42人 B型238人	令和5年度中に「就労継続支援」を利用すると見込まれる人の数
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用する人の割合	7割	8割	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数のうち就労定着支援を利用する人数の割合
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	設定しない		計画策定時、本市に就労定着支援の事業所がないため、目標値を設定していない。

(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
児童発達支援センターの設置	1か所以上	1か所	令和5年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置
児童発達支援センターで保育所等訪問支援が利用できる体制	構築	構築	令和5年度末までに児童発達支援センターで保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上	1か所	令和5年度末までに1か所以上確保
保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係者による協議の場(協議会等)	設置	設置	令和5年度末までに保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係者による協議の場を設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名	2名	令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

(6) 相談支援体制の充実強化等

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	実施	令和5年度末までに相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制を構築
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	5件	5件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	2件	
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12回	12回	

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を
 図るための取組に係る体制の構築

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	12人	7人	令和5年度末までにサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の整備	検討	検討	

2 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画 における数値目標設定について【成果目標等】

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度までの目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和8年度末の施設入所者数	81人	令和4年度末時点(87人)から5%以上削減
令和8年度末までの地域移行者数	6人	令和4年度末の施設入所者数(87人)の6%以上が、地域移行

○目標達成のための方策

居住系、訪問系サービスの充実や相談支援体制の確保に努めるとともに、君津市障害者地域自立支援協議会など地域の関係者との協議を重ね、施設入所者の地域移行を促進します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	22人	22人	22人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

○目標達成のための方策

近隣市と連携して協議の場を開催していきます。協議の場における目標の設定や評価を行うことで体制の充実を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(3) 地域生活支援の充実

目標値		設定の考え方
地域生活支援拠点等を確保	1つ以上	地域生活支援拠点等を1つ以上確保し、効果的な運用のため年1回以上運用状況を検証、検討
地域生活支援拠点等の運用状況を検証検討	年1回以上	

○目標達成のための方策

地域生活支援拠点等の運用状況を検証、検討するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより、効果的な支援体制の構築を進めます。

また、地域生活支援拠点を中心として、強度行動障害者の支援ニーズに応じた関係機関との連携体制を整備していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値		設定の考え方
令和8年度末の 就労移行支援等を利用し、 福祉施設から一般就労 した人の数	40人	令和3年度末時点で就労移行支援等を利用し、一般就労した人の数19人の1.28倍以上
令和8年度末の 就労継続支援を利用し、 一般就労した人の数	A型 4人	令和3年度の移行実績3人の1.29倍以上
	B型 2人	令和3年度の移行実績1人の1.28倍以上

○目標達成のための方策

障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、君津市障害者地域自立支援協議会就労支援部会等との連携を進めながら、障がいのある人の就労を支援していきます。

また、特別支援学校等の卒業生を含めた障がいのある人の就労支援をより一層推進していくため、特別支援学校等との連携も強化していきます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

目標値		設定の考え方
令和8年度末までに 児童発達支援センターを設置	1か所	本市もしくは圏域での児童発達支援センターの設置
令和8年度末までに 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	構築	児童発達支援センターや、障害児通所支援事業所等の保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容体制を構築
令和8年度末までに 重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を本市もしくは圏域に確保
令和8年度末までに 保健、医療、障害福祉、保育、 教育等の関係機関が連携を図るための 協議の場の設置	設置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
令和8年度末までに 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	配置	

○目標達成のための方策

児童発達支援センターを本市もしくは圏域で設置するとともに、同センターが地域の療育支援の中核機関として、保育所等訪問支援事業等を通じて他の児童発達支援事業所に働きかけることで支援体制の強化・構築を目指します。令和3年9月に施行された「医療的ケア児支援法」に基づき、医療的ケア児等に関する保育所等や学校等での受入れ体制を構築していきます。

体制構築の推進のため、児童発達支援センターの運営については、民間事業者の参入も検討していきます。

保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係者による協議の場については、近隣市や関係機関と効果的な運営に向け取り組みます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目標値		設定の考え方
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	年2回	地域サービス基盤の開発・改善等のため、協議会において、相談支援事業所が参画した事例検討を実施

活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センターの訪問等による地域の相談支援事業所への専門的な指導・助言件数	5件	5件	5件
地域の相談支援事業者を人材育成するために基幹相談支援センターが開催する研修の件数	2件	2件	2件
基幹相談支援センターと地域の相談機関との連携を強化するための取組回数	12回	12回	12回
基幹相談支援センターでの主任相談支援専門員の配置数	1人	2人	2人

○目標達成のための方策

総合的、専門的な相談を行う、「基幹相談支援センター」の機能を充実させ、相談支援体制を強化します。

「基幹相談支援センター」が市内の相談支援事業所への専門的な指導や研修、連絡会の実施等により連携を強化し、相談支援事業所の活性化を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への職員の参加人数	12人	12人	12人

○目標達成のための方策

障害福祉サービスが多様化しているなか、障がいのある人が真に必要とするサービスを提供できるよう、県が実施する研修の活用や障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、障害福祉サービスの質の向上に取り組めます。

3 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援などを行います。
行動援護	知的障害者や精神障害者で行動が困難であり常に介護が必要な人へ、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	91	92	93
	時間/月	1,973	1,995	2,016
重度訪問介護	人/月	1	1	1
	時間/月	269	269	269
同行援護	人/月	24	25	25
	時間/月	355	370	370
行動援護	人/月	0	0	1
	時間/月	0	0	16
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

②今後の方策

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、事業所の新規参入を働きかけます。また、介護保険サービス事業所に対して障害福祉サービスへの参入を促し、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害者に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援をします。
就労選択支援	令和7年度から新設されるサービスで、就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障害者が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
福祉型 短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合に、障害者を短期間障害者支援施設などへ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
医療型 短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合に、重症心身障害者などの重い障がいのある人を短期間医療機関などへ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護などをします。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	225	229	233
	人日/月	4,427	4,506	4,585
重度障害者の生活介護	人/月	159	161	163
自立訓練(機能訓練)	人/月	10	11	12
	人日/月	89	98	107
自立訓練(生活訓練)	人/月	2	2	2
	人日/月	47	47	47
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	2	2
就労移行支援	人/月	19	22	25
	人日/月	279	323	367

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	人/月	45	48	51
	人日/月	785	837	889
就労継続支援(B型)	人/月	249	260	271
	人日/月	4,230	4,417	4,604
就労定着支援	人/月	11	13	14
就労選択支援	人/月		1	2
療養介護	人/月	7	7	7
短期入所(福祉型)	人/月	37	39	41
	人日/月	465	490	515
重度障害者の短期入所(福祉型)	人/月	21	22	23
短期入所(医療型)	人/月	2	2	2
	人日/月	5	5	5

②今後の方策

サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

生活介護に関しては、特に重症心身障害者の特性に対応できるサービス提供の充実を図るために、関係機関や事業所等と連携しながら、人材の確保を図ります。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに就労定着支援に対する事業所の参入を促進します。

短期入所に関しては、今後も身近な地域で利用できるよう、サービス提供基盤の充実に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、主に夜間に住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	119	122	125
精神障害者の共同生活援助	人/月	27	28	29
重度障害者の共同生活援助	人/月	32	34	36
施設入所支援	人/月	84	82	81
自立生活援助	人/月	0	0	1
精神障害者の自立生活援助	人/月	0	0	1

②今後の方策

共同生活援助に関しては、施設入所者の地域移行の推進が求められる中で、施設からの移行の受け皿や親亡き後も障がいのある人が地域で暮らし続けるための受け皿になることが今後も期待されることから、地域の理解を深めながら、新規事業者の参入を促進するとともに、生活の場の確保に努めます。

施設入所に関しては、支援の必要な人が利用できるようサービス提供に努めます。

また、施設やグループホームの利用者が一人暮らしを希望する際に必要な支援の充実を図るために、自立生活援助に対する事業所の参入を検討します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害者の心身の状況や環境、サービス利用などの意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談などの支援をします。
地域定着支援	単身などで生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談などの必要な支援をします。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	124	134	145
地域移行支援	人/月	0	0	1
精神障害者の地域移行支援	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	1
精神障害者の地域定着支援	人/月	0	0	1

②今後の方策

市内の計画相談支援事業所が少ないことが課題であるため、サービス提供体制の充実に努めるとともに、地域生活への移行者や、計画相談支援が必要な人を把握し、サービス利用の促進に努めます。

また、千葉県と連携しながら、相談支援従事者研修の受講を促進することで、相談支援専門員の育成及び確保に努めます。

精神障害者の地域移行支援、地域定着支援に関しては、君津市障害者地域自立支援協議会において協議し、対象となる施設等への啓発活動や、担い手となる相談支援事業所への働きかけを行い、対象となる方が適切にサービスを受けられるよう努めます。

(5) 障害児通所等支援

サービス	概要
児童発達支援	集団療育や個別療育を行う必要性のある未就学の障害児へ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で外出が著しく困難な障害児に、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児へ、放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する際に、必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が障害児にとって適切かどうかモニタリング等の支援を行います。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	115	125	135
	人日/月	1,196	1,300	1,404
居宅訪問型児童発達支援	人/月	3	4	4
	人日/月	24	32	32
放課後等デイサービス	人/月	135	137	139
	人日/月	1,926	1,955	1,984
保育所等訪問支援	人/月	9	10	11
	回/月	10	11	12
障害児相談支援	人/月	27	29	31

②今後の方策

療育の必要性のある障害児へ、個々のニーズに応じた療育の提供体制を整備し、適切なサービスが実施できるよう、事業所と連携していきます。

4 地域生活支援事業の見込み

【必須事業】

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障害者、その家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	知的障害者または精神障害者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通に支障がある人を手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより支援します。
日常生活用具給付等事業	障害者等に対して、日常生活用具等を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開催します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。
地域活動支援センター事業	障害者に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1
相談支援機能強化事業	箇所	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	4	5
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	人/年	19	20	21
聴覚障害者相談（手話通訳者設置）事業	人	1	1	1

サービス名	単位	見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件/年	7	7	7	
自立生活支援用具	件/年	10	12	14	
在宅療養等支援用具	件/年	20	21	22	
情報・意思疎通支援用具	件/年	17	18	19	
排泄管理支援用具	件/年	2,363	2,413	2,463	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	3	3	3	
手話奉仕員養成研修事業 (養成研修延べ受講者)	人/年	3	3	3	
移動支援事業	箇所	26	26	26	
	人/月	37	38	39	
	時間/月	264	271	278	
地域活動支援 センター事業	Ⅰ型	箇所	1	1	1
		人/年	8	8	8
	Ⅱ型	箇所	1	1	1
		人/年	2	1	1
	Ⅲ型	箇所	4	4	4
		人/年	15	15	15

②今後の方策

サービスの提供体制を維持していくとともに、サービスの質的向上を図り、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

障害者等に対する虐待等の防止に向けて関係機関の連携を図るとともに、成年後見制度を活用するなど、人権擁護に努めます。

意思疎通支援が円滑に実施されるよう、手話奉仕員養成研修の参加を促進し、人材を確保します。

障害者等の生活の質の向上を図ることができるよう、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

移動支援事業は多くの利用が見込まれる事業であることから、必要な人が利用できるようサービスの利用状況の把握を行うとともに、適切な事業運営に努めます。

【任意事業】

サービス	概要
訪問入浴事業	家庭における入浴が困難で、障害福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の重度障がいのある人に対して、訪問入浴車による定期的な入浴サービスを実施し、衛生的で快適な日常生活の確保と家族などの介護負担の軽減を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導・技能習得訓練等を行い、就職に必要な素地を養い、雇用の促進と職業における定着を図ります。
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を提供することにより、日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
身体障害者用自動車改造費助成事業	自動車を所有する身体障害者に対し、その自動車の改造に要する費用を助成します。
障害者自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許（第一種普通自動車運転免許）を取得する身体障害者、知的障害者の免許取得費の一部を助成します。

①必要な量の見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人/年	9	9	9
知的障害者職親委託制度	人/年	1	1	1
日中一時支援事業	人/年	992	1,091	1,200
身体障害者用自動車改造費助成事業	件/年	3	3	3
障害者自動車運転免許取得費助成事業	件/年	4	4	4

②今後の方策

サービスの提供体制を維持していくとともに、サービスの質的向上を図り、事業内容などについて周知し、利用の促進に取り組みます。



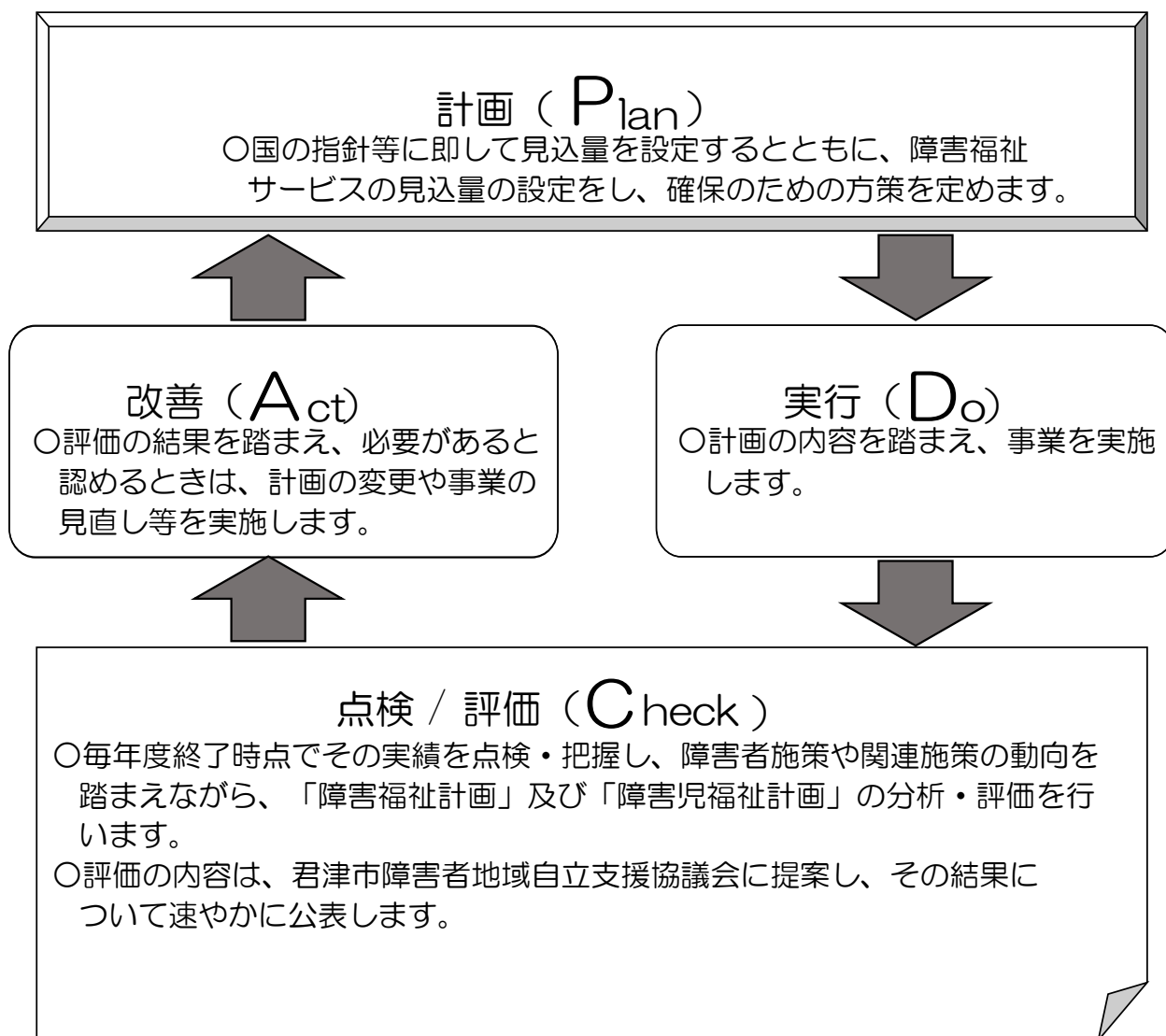
計画の推進と進行管理

1 計画の推進・評価体制

本計画の実施にあたっては、君津市障害者地域自立支援協議会と連携しながら、計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況等について検討するなど、毎年度、計画の進行管理を行います。

進行管理については、“PDCAサイクル”に沿って点検・評価を行っていきます。

また、計画の実施状況は、毎年度、市ホームページ等で公表します。



資料編

1 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

令和6年度を初年度とする、「第4次君津市障害者基本計画」・「第7期君津市障害福祉計画」・「第3期君津市障害児福祉計画」の策定に向けて、市民の皆さまの障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

障害者手帳所持者：市内にお住まいの障害者手帳等をお持ちの方

18歳以上の市民：市内にお住まいの18歳以上の方

サービス提供事業者及び障害者団体等：市内で障害福祉サービスを提供する事業所を有する事業者（法人等）

③ 調査期間

令和5年1月～令和5年2月13日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

⑤ 回収状況

対象者	配布数	有効回答数			有効回答率
		合計	紙回答	WEB回答	合計
障害者手帳所持者	1,800通	1,200通	1,086通	114通	66.7%
18歳以上の市民	500通	275通	227通	48通	55.0%
サービス提供事業者及び障害者団体等	58通	31通	23通	8通	53.4%

(2) 調査の結果 (抜粋)

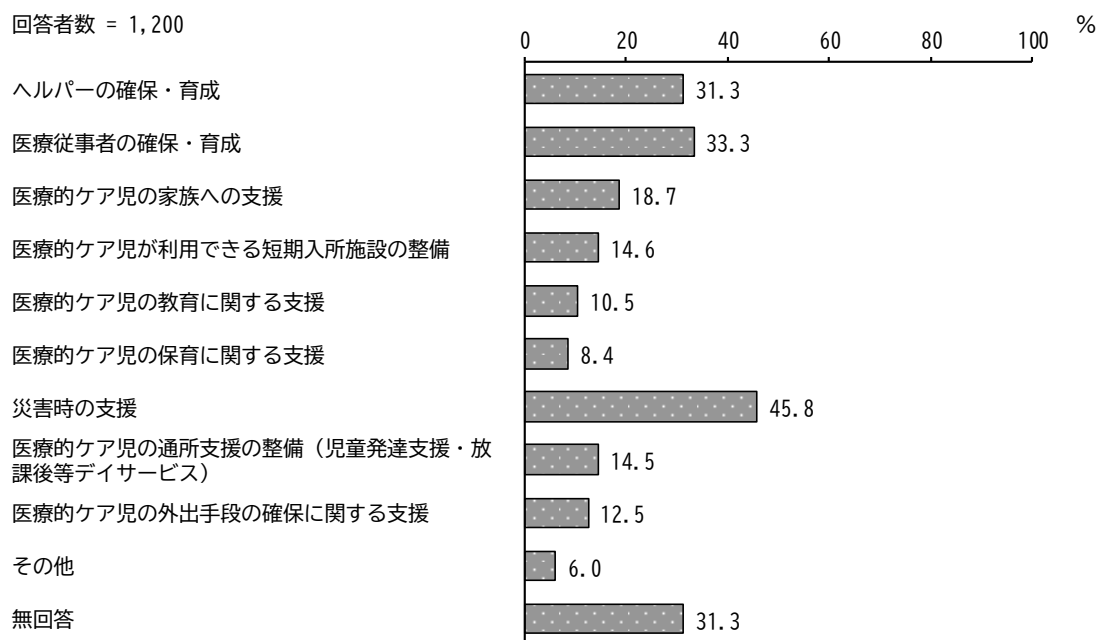
(2) - 1 障害者手帳所持者

① 障害の状況について

ア 医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要か

「災害時の支援」の割合が45.8%と最も高く、次いで「医療従事者の確保・育成」の割合が33.3%、「ヘルパーの確保・育成」の割合が31.3%となっています。

回答者数 = 1,200



【障害の種類別】

障害の種類別にみると、療育手帳で「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援・放課後等デイサービス）」「医療的ケア児が利用できる短期入所施設の整備」「医療的ケア児の家族への支援」の割合が高くなっています。

単位：％

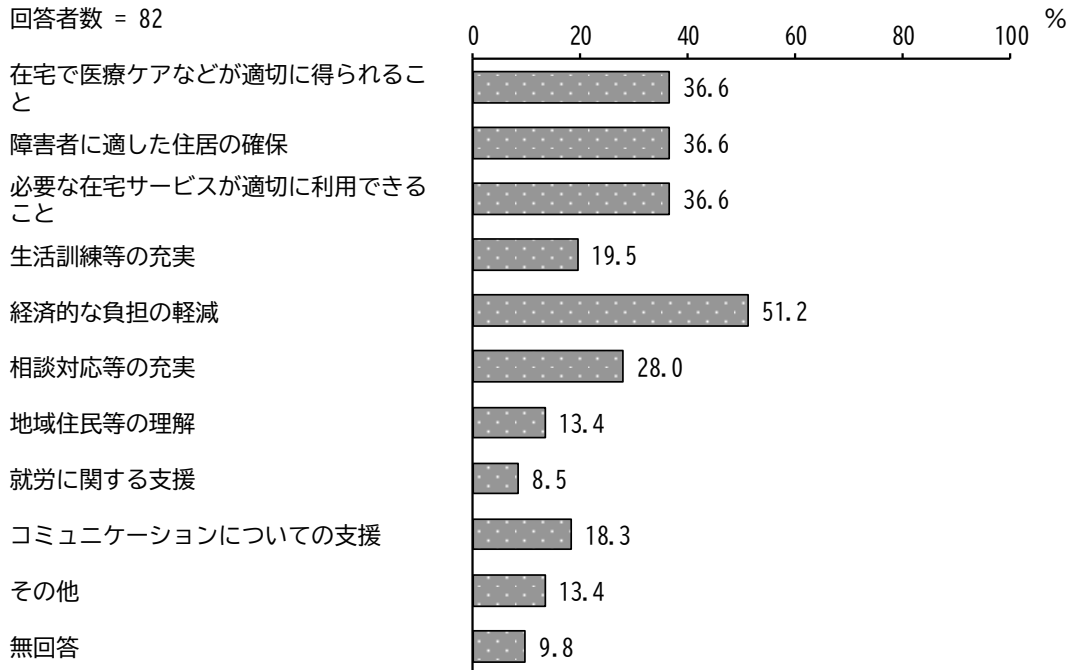
区分	回答者数 (件)	ヘルパーの確保・ 育成	医療従事者の確 保・育成	医療的ケア児の家 族への支援	医療的ケア児が利 用できる短期入所 施設の整備	医療的ケア児の教 育に関する支援
全 体	1,200	31.3	33.3	18.7	14.6	10.5
身体障害者手帳	757	31.2	33.7	15.6	12.2	7.0
療育手帳	198	33.8	30.8	34.3	31.8	21.7
精神障害者保健福祉手帳	181	27.6	37.0	23.8	13.8	14.9

区分	医療的ケア児の保育 に関する支援	災害時の支援	医療的ケア児の通所 支援の整備（児童発 達支援・放課後等デ イサービス）	医療的ケア児の外出 手段の確保に関する 支援	その他	無回答
全 体	8.4	45.8	14.5	12.5	6.0	31.3
身体障害者手帳	6.3	48.0	9.4	10.3	5.8	30.9
療育手帳	17.2	43.9	32.8	24.2	6.1	26.8
精神障害者保健福祉手帳	8.3	47.0	22.1	15.5	6.1	28.2

② 住まいや暮らしについて

地域で生活するために、あればよいと思う支援

「経済的な負担の軽減」の割合が51.2%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、「障害者に適した住居の確保」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が36.6%となっています。



【障害の種類別】

障害の種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳で「相談対応等の充実」「生活訓練等の充実」「経済的な負担の軽減」の割合が高くなっています。

単位：%

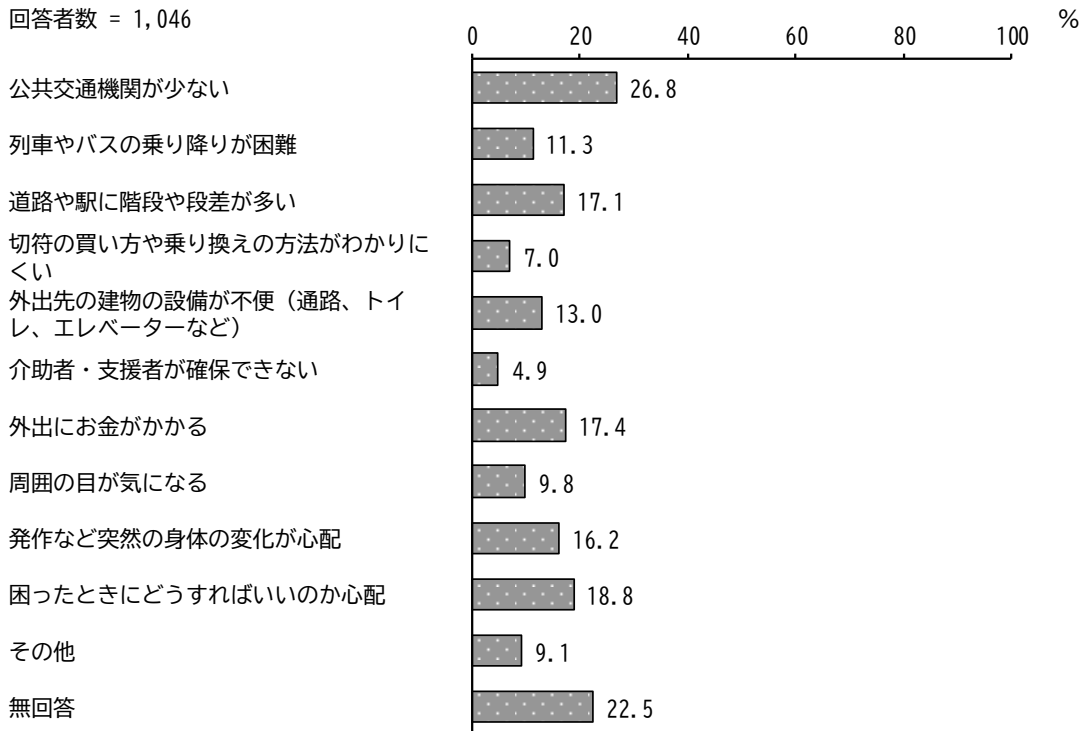
区分	回答者数 (件)	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障害者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減
全体	82	36.6	36.6	36.6	19.5	51.2
身体障害者手帳	48	47.9	33.3	47.9	20.8	66.7
療育手帳	18	5.6	38.9	—	11.1	27.8
精神障害者保健福祉手帳	11	54.5	36.4	27.3	45.5	72.7

区分	相談対応等の充実	地域住民等の理解	就労に関する支援	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
全体	28.0	13.4	8.5	18.3	13.4	9.8
身体障害者手帳	33.3	10.4	4.2	18.8	8.3	8.3
療育手帳	11.1	5.6	5.6	22.2	27.8	5.6
精神障害者保健福祉手帳	54.5	27.3	27.3	27.3	—	9.1

③ 日中活動や就労について

ア 外出する時に困ること

「公共交通機関が少ない」の割合が26.8%と最も高く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」の割合が18.8%、「外出にお金がかかる」の割合が17.4%となっています。



【障害の種類別】

障害の種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳で「外出にお金がかかる」「公共交通機関が少ない」の割合が、療育手帳で「困ったときにどうすればいいのか心配」の割合が高くなっています。

単位：％

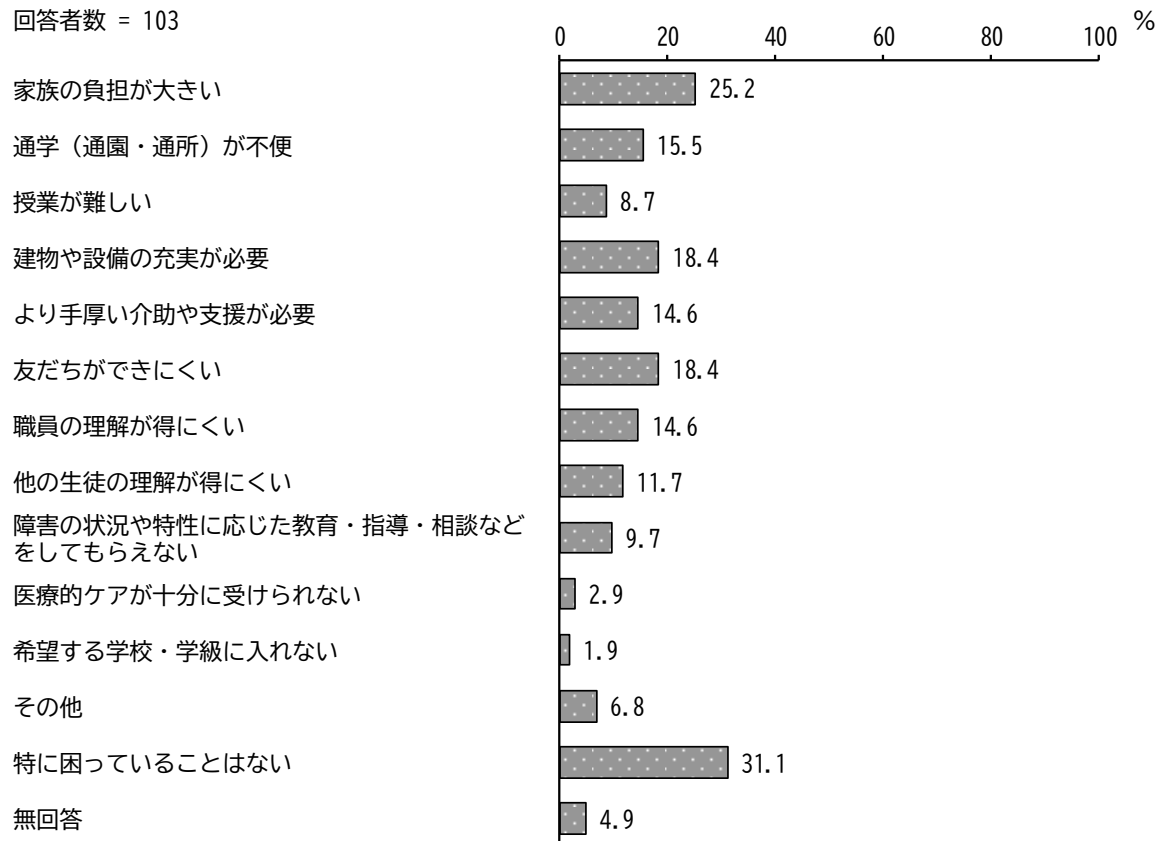
区分	回答者数 (件)	公共交通機関が 少ない	列車やバスの乗 降りが困難	道路や駅に階段や 段差が多い	切符の買い方や乗 り換えの方法がわ かりにくい	外出先の建物の設 備が不便(通路、ト イレ、エレベーター など)	介助者・支援者が確 保できない
全 体	1,046	26.8	11.3	17.1	7.0	13.0	4.9
身体障害者手帳	664	26.1	13.6	22.9	5.0	14.2	4.5
療育手帳	178	20.8	11.2	5.6	16.3	11.2	7.9
精神障害者保健福祉手 帳	165	37.6	8.5	10.3	7.3	7.9	5.5

区分	外出にお金がかか る	周囲の目が気にな る	発作など突然の身 体の変化が心配	困ったときにどう すればいいのにか心 配	その他	無回 答
全 体	17.4	9.8	16.2	18.8	9.1	22.5
身体障害者手帳	15.7	5.4	15.8	14.0	8.7	24.4
療育手帳	12.4	15.7	16.9	29.8	10.7	17.4
精神障害者保健福祉手 帳	37.0	24.2	21.8	28.5	6.7	18.2

イ 通園・通学等をしていて困ること

「家族の負担が大きい」の割合が25.2%、「建物や設備の充実が必要」、「友だちができにくい」の割合が18.4%となっています。

回答者数 = 103



【障害の種類別】

障害の種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳で「通学（通園・通所）が不便」「他の生徒の理解が得にくい」「家族の負担が大きい」の割合が高くなっています。

単位：%

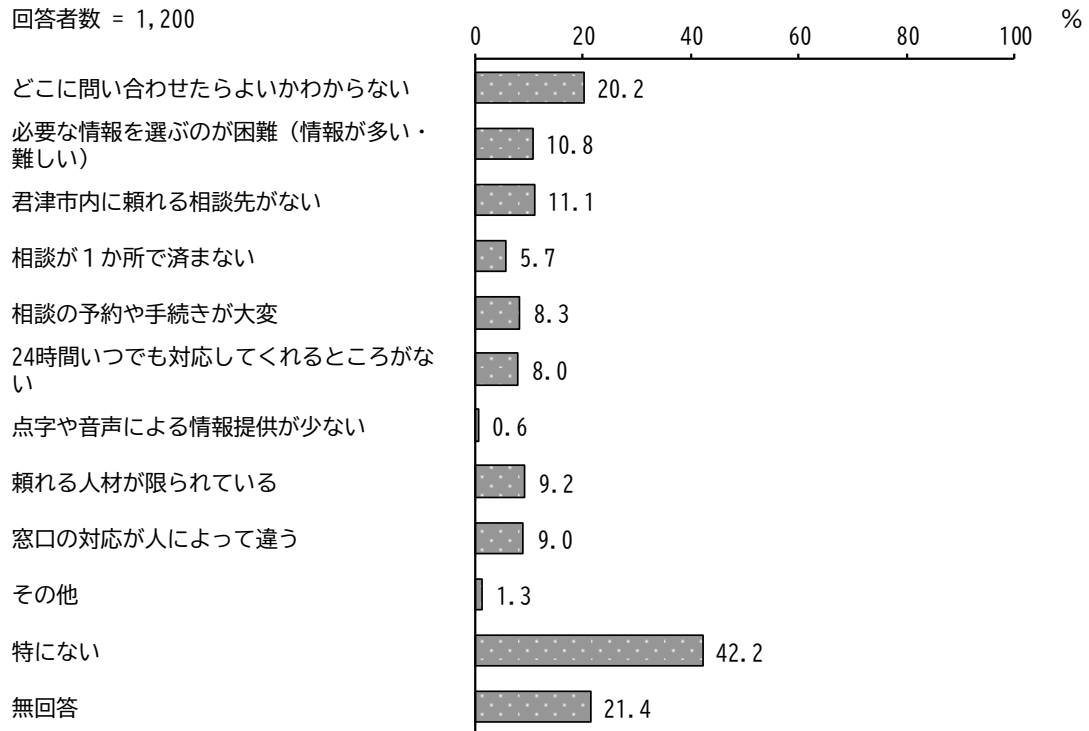
区分	回答者数（件）	家族の負担が大きい	通学（通園・通所）が不便	授業が難しい	建物や設備の充実が必要	より手厚い介助や支援が必要	友だちができにくい	職員の理解が得にくい
全体	103	25.2	15.5	8.7	18.4	14.6	18.4	14.6
身体障害者手帳	21	14.3	4.8	14.3	28.6	14.3	14.3	9.5
療育手帳	75	25.3	14.7	5.3	17.3	16.0	16.0	12.0
精神障害者保健福祉手帳	14	42.9	50.0	21.4	21.4	21.4	28.6	21.4

区分	他の生徒の理解が得にくい	障害の状況や特性に応じた教育・指導・相談などをしてもらえない	医療的ケアが十分に受けられない	希望する学校・学級に入れない	その他	特に困っていることはない	無回答
全体	11.7	9.7	2.9	1.9	6.8	31.1	4.9
身体障害者手帳	9.5	9.5	9.5	4.8	4.8	33.3	9.5
療育手帳	6.7	10.7	2.7	1.3	8.0	33.3	5.3
精神障害者保健福祉手帳	35.7	21.4	—	—	—	21.4	—

④ 相談などについて

ア 相談先について困っていること

「どこに問い合わせたらよいかわからない」の割合が20.2%、「君津市内に頼れる相談先がない」の割合が11.1%、「必要な情報を選ぶのが困難（情報が多い・難しい）」の割合が10.8%となっています。



【障害の種類別】

障害の種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳で「君津市内に頼れる相談先がない」「必要な情報を選ぶのが困難（情報が多し・難しい）」「どこに問い合わせたらよいかわからない」の割合が高くなっています。

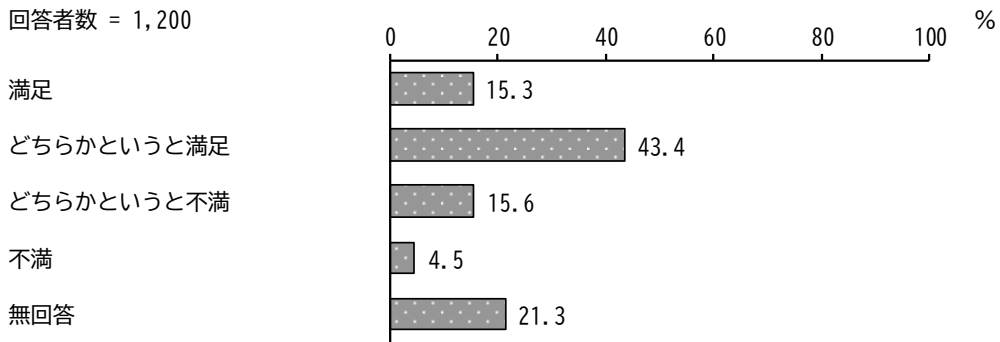
単位：％

区分	回答者数（件）	どこに問い合わせたらよいかわからない	必要な情報を選ぶのが困難（情報が多し・難しい）	君津市内に頼れる相談先がない	相談が1か所で済まない	相談の予約や手続きが大変	24時間いつでも対応してくれるところがない
全 体	1,200	20.2	10.8	11.1	5.7	8.3	8.0
身体障害者手帳	757	17.6	8.5	9.5	4.9	7.0	7.0
療育手帳	198	18.7	14.1	11.6	5.6	5.1	8.1
精神障害者保健福祉手帳	181	30.9	22.1	23.2	12.7	15.5	13.8

区分	点字や音声による情報提供が少ない	頼れる人材が限られている	窓口の対応が人によって違う	その他	特になし	無回答
全 体	0.6	9.2	9.0	1.3	42.2	21.4
身体障害者手帳	0.5	7.5	7.5	0.9	43.7	23.5
療育手帳	—	12.6	10.1	3.0	44.9	14.6
精神障害者保健福祉手帳	1.1	14.4	17.1	1.7	32.0	15.5

イ 君津市の相談支援体制についての満足度

「どちらかという満足」の割合が43.4%と最も高く、次いで「どちらかという不満」の割合が15.6%、「満足」の割合が15.3%となっています。



【障害の種類別】

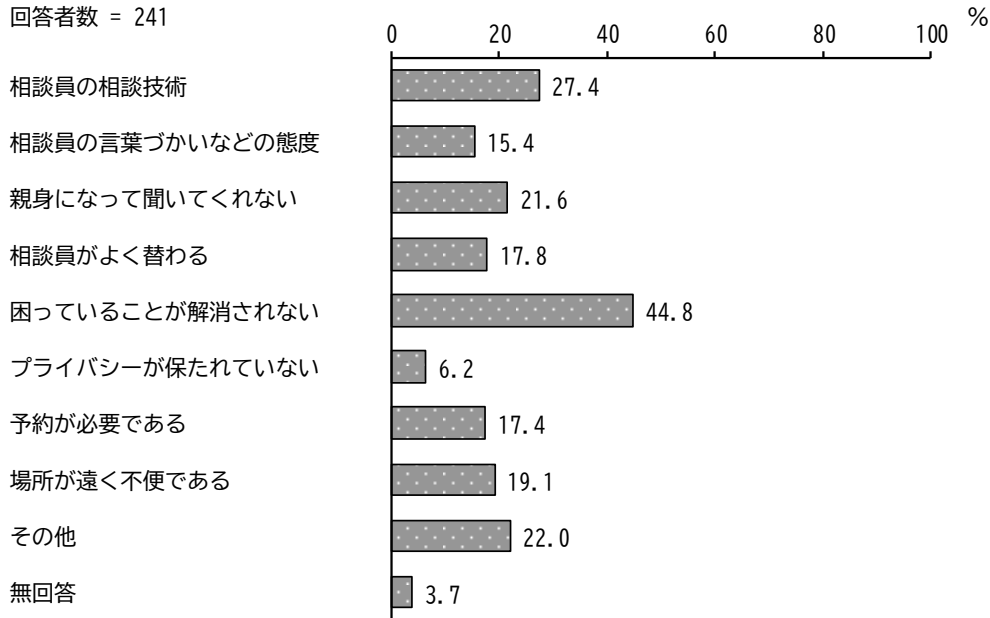
障害の種類別にみると、大きな差はみられません。

単位：%

区分	回答者数 (件)	満足	満足 どちらかという と	不満 どちらかという と	不満	無回答
全 体	1200	15.3	43.4	15.6	4.5	21.3
身体障害者手帳	757	16.0	43.3	14.0	3.6	23.1
療育手帳	198	14.1	44.9	19.7	6.1	15.2
精神障害者保健福祉手帳	181	13.8	42.0	19.9	9.9	14.4

ウ 君津市の相談支援体制についての不満点

「困っていることが解消されない」の割合が44.8%と最も高く、次いで「相談員の相談技術」の割合が27.4%、「親身になって聞いてくれない」の割合が21.6%となっています。



【障害の種類別】

障害の種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳で「困っていることが解消されない」「親身になって聞いてくれない」の割合が、療育手帳で「困っていることが解消されない」の割合が高くなっています。

単位：%

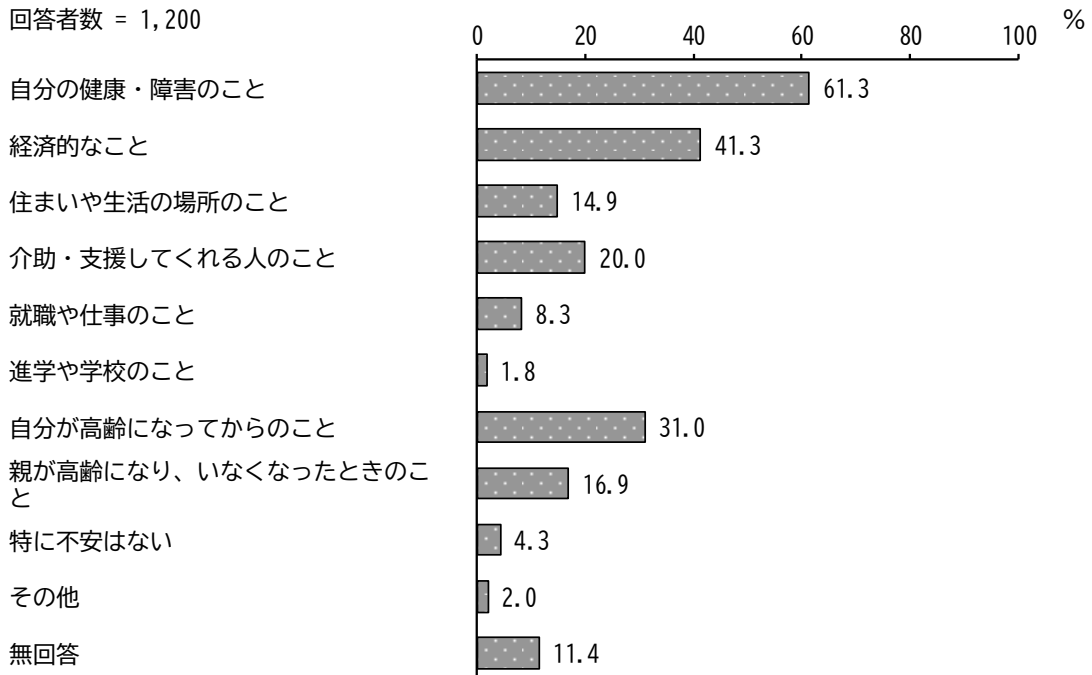
区分	回答者数(件)	相談員の相談技術	相談員の言葉づかいなどの態度	親身になって聞いてくれない	相談員がよく替わる	困っていることが解消されない	プライバシーが保たれていない	予約が必要である	場所が遠く不便である	その他	無回答
全体	241	27.4	15.4	21.6	17.8	44.8	6.2	17.4	19.1	22.0	3.7
身体障害者手帳	133	27.8	14.3	20.3	15.0	34.6	6.8	13.5	18.0	17.3	3.8
療育手帳	51	27.5	11.8	15.7	23.5	51.0	2.0	13.7	15.7	27.5	3.9
精神障害者保健福祉手帳	54	24.1	20.4	35.2	16.7	59.3	7.4	20.4	24.1	22.2	3.7

⑤ 将来のことについて

これからの生活で不安に思うこと

「自分の健康・障害のこと」の割合が61.3%と最も高く、次いで「経済的なこと」の割合が41.3%、「自分が高齢になってからのこと」の割合が31.0%となっています。

回答者数 = 1,200



【障害の種類別】

障害の種類別にみると、療育手帳で「親が高齢になり、いなくなったときのこと」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「親が高齢になり、いなくなったときのこと」「経済的なこと」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数(件)	自分の健康・障害のこと	経済的なこと	住まいや生活の場所のこと	介助・支援してくれる人のこと	就職や仕事のこと
全 体	1,200	61.3	41.3	14.9	20.0	8.3
身体障害者手帳	757	69.6	42.8	13.1	24.3	4.5
療育手帳	198	40.9	25.3	24.2	18.7	16.2
精神障害者保健福祉手帳	181	53.0	53.0	19.9	12.2	18.2

区分	進学や学校のこと	自分が高齢になってからのこと	親が高齢になり、いなくなったときのこと	特に不安はない	その他	無回答
全 体	1.8	31.0	16.9	4.3	2.0	11.4
身体障害者手帳	0.7	34.2	8.2	4.0	1.7	8.7
療育手帳	7.1	19.7	53.5	4.0	2.5	13.1
精神障害者保健福祉手帳	1.1	24.9	29.3	3.9	2.2	15.5

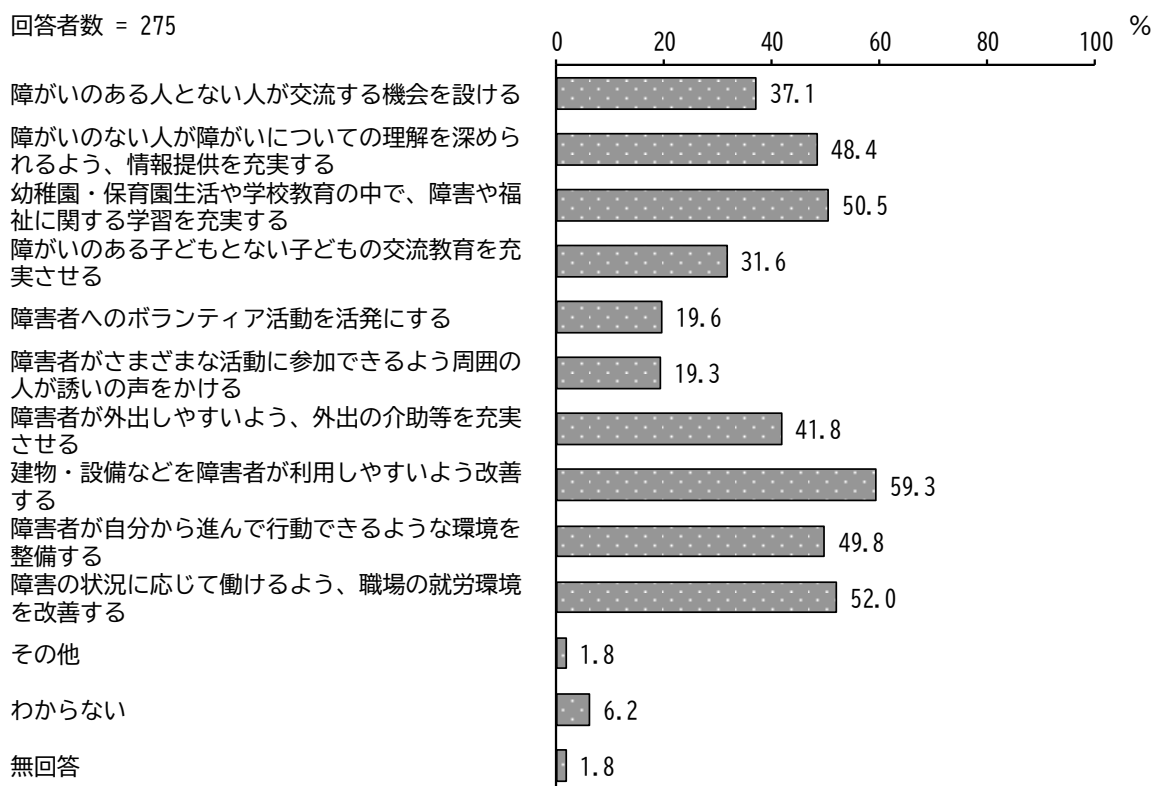
(2) - 2 18歳以上の市民

① 障がいのある人との交流などについて

障がいのある人とない人が理解し合い、共に生きる社会をつくるために必要だと思うこと

「建物・設備などを障害者が利用しやすいよう改善する」の割合が59.3%と最も高く、次いで「障害の状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」の割合が52.0%、「幼稚園・保育園生活や学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実する」の割合が50.5%となっています。

回答者数 = 275

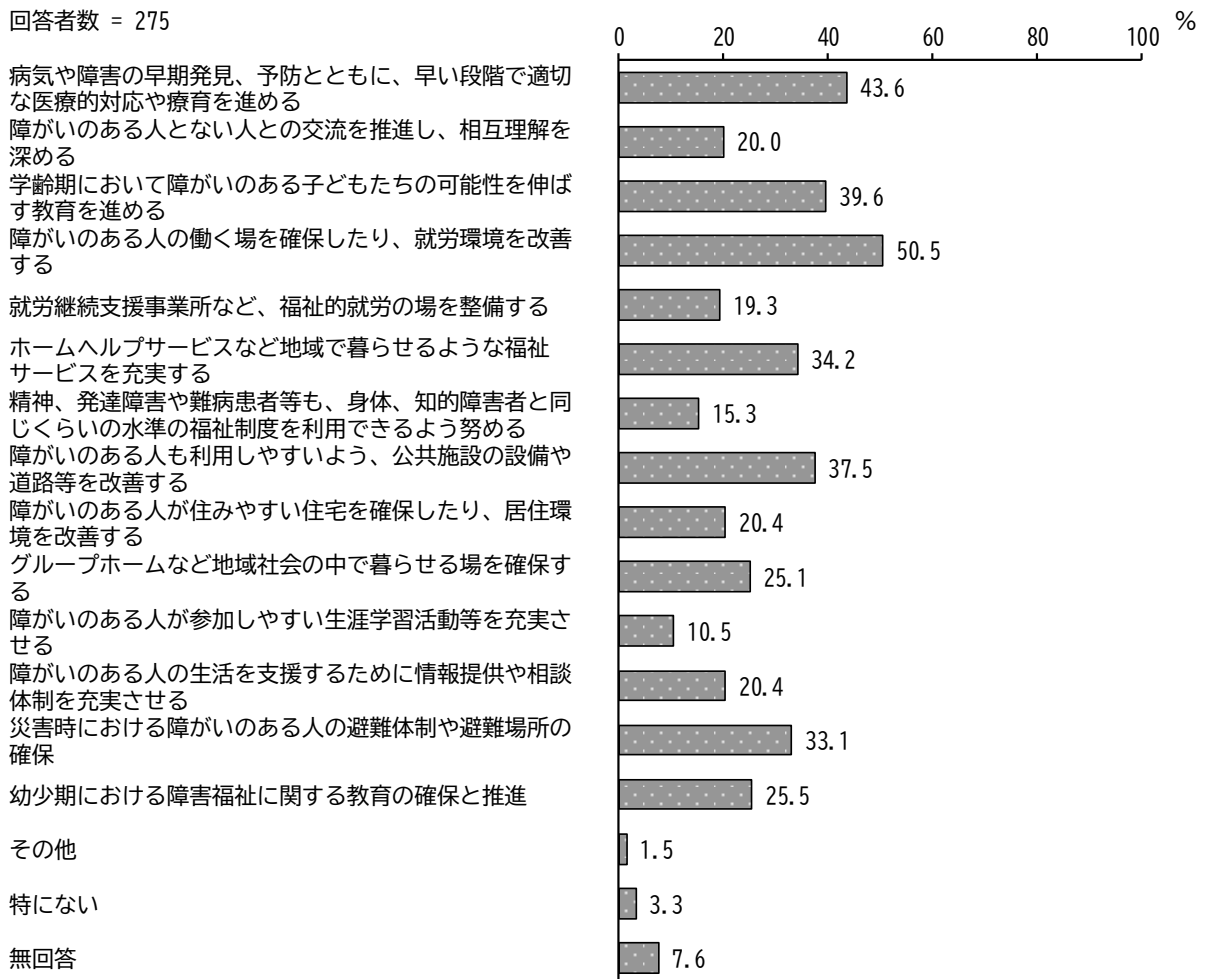


② 福祉のまちづくりについて

君津市が障がいのある人のために力を入れるべき施策

「障がいのある人の働く場を確保したり、就労環境を改善する」の割合が50.5%と最も高く、次いで「病気や障害の早期発見、予防とともに、早い段階で適切な医療的対応や療育を進める」の割合が43.6%、「学齢期において障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進める」の割合が39.6%、「学齢期において障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進める」の割合が39.6%となっています。

回答者数 = 275



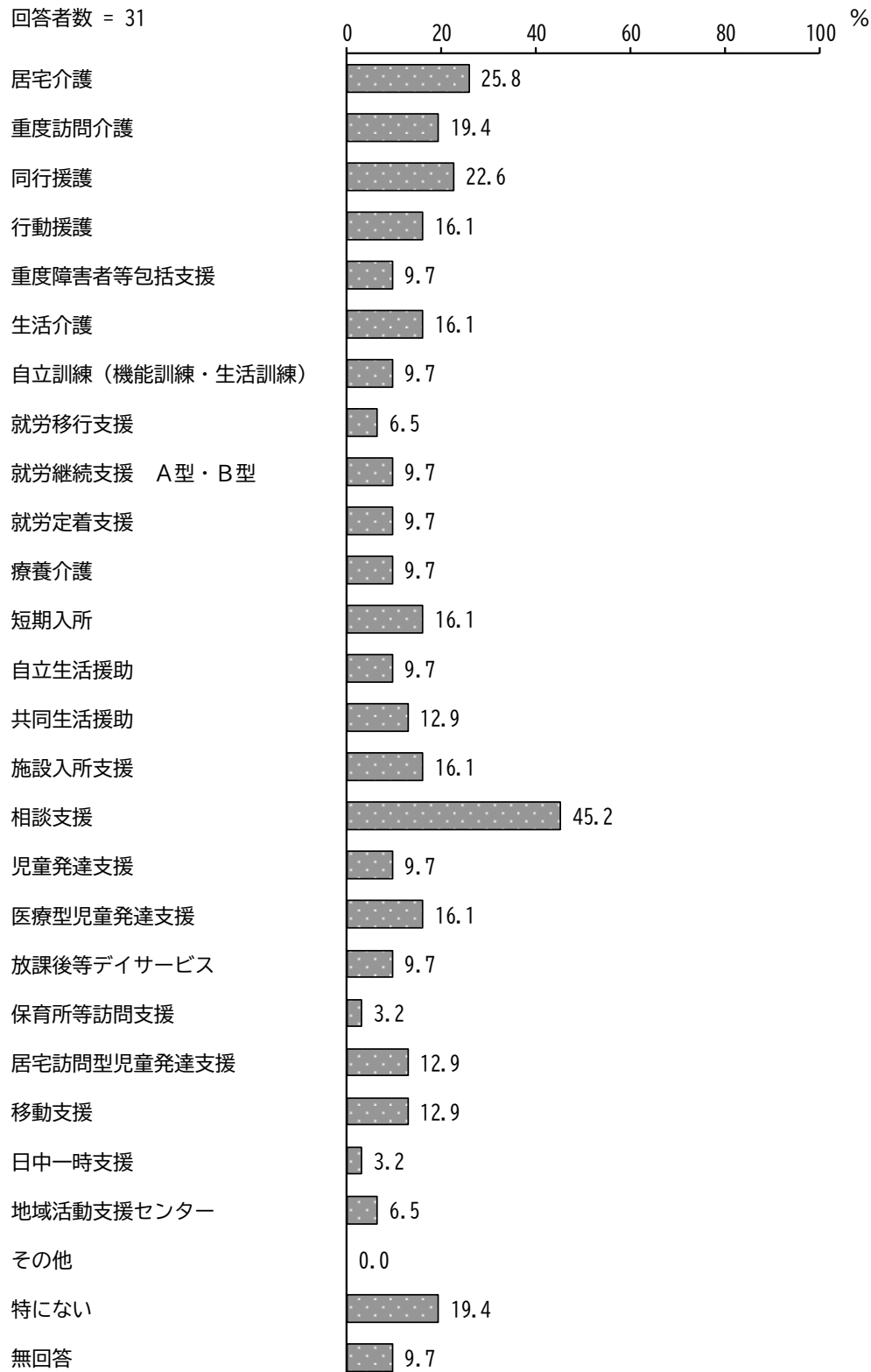
(2) - 3 サービス提供事業者及び障害者団体等

① 君津市の障害福祉サービス等について

不足しているまたは今後不足すると感じている障害福祉サービス

「相談支援」の割合が45.2%と最も高く、次いで「居宅介護」の割合が25.8%、「同行援護」の割合が22.6%となっています。

回答者数 = 31



第7期君津市障害福祉計画
第3期君津市障害児福祉計画

令和6年3月発行

発行 君津市
編集 君津市福祉部障がい福祉課
〒299-1192
千葉県君津市久保 2-13-1
TEL : 0439-56-1525
FAX : 0439-56-1220
君津市ホームページ
<http://www.city.kimitsu.lg.jp/>